

# 令和元年度

# 藤沢市家庭的保育事業等指導監査

実施結果報告書

(令和3年3月)

藤沢市 子ども青少年部 子育て企画課 総務・監査担当

### 1 家庭的保育事業等指導監査の概要

### (1) 基本方針

家庭的保育事業及び小規模保育事業(以下「家庭的保育事業等」という。)を利用する児童及び保護者の安心,安全と事業の適切かつ継続的な運営を担保するため,児童福祉法,藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「基準条例」という。)等の関係法令,通知及び藤沢市家庭的保育事業等指導監査実施要綱(以下「実施要綱」という。)等(以下「法令等」という。)に基づき,令和元年度藤沢市家庭的保育事業等指導監査実施計画(以下「実施計画」という。)に定める重点事項を中心に,施設の安全・衛生管理,保育の計画及び職員の適正配置等について実地検査を実施し,改善を要する項目について指摘や助言等の指導を行いました。

### (2) 重点事項

次に掲げる重点事項については、年度当初に実施計画の一部として事業者に周知 し、指導監査において、法令等に明確に実施義務を示す規定がなくても、実施するこ とが望ましいと判断した場合には「助言」として指導を行い、保育の質の向上を図り ました。

### ア 施設の安全・衛生管理

日常的に安全点検を実施しており、保育室や屋外遊技場等に危険箇所がないか。 また、日常的に衛生点検を実施しており、適切な方法で保育室等の衛生管理を行っているか。

#### イ 帳簿の整備

労働基準法に基づき、労働者名簿、出勤簿、及び賃金台帳等の職員に関する帳簿を整備しているか。また、予算書及び決算書等の財産・収支に関する帳簿を事業所ごとに整備しているか。

#### ウ 保護者, 地域社会, 関係機関との連携

保育所保育指針に基づき、利用乳幼児や地域の保護者への子育て支援を実施しているか。地域社会との交流を通じて保育内容への理解促進を図っているか。また、保護者や地域の関係機関に対して、災害時等に援助を受けられる関係性の構築に努めているか。

#### エ 食事の提供

食材の管理及び調理,並びに調理室及び調理設備等の衛生管理が,適切な方法で 実施され、実施状況が記録されているか。

### (3) 実施状況

児童福祉法及び基準条例に基づく令和元年度家庭的保育事業等指導監査の実施状況は、表1のとおりです。市が認可した全ての家庭的保育事業(4事業者、4事業所)及び小規模保育事業(11事業者、16事業所)における法令等に基づく保育及び事業運営の状況について、実地にて一般指導監査を実施しました。なお、通報、苦情、相談等に基づく情報により、具体的な事業運営の不正又は著しい不当を把握することができる、又は違反が疑われる場合等に行うことができる「特別指導監査」を実施した例はありませんでした。

表 1 令和元年度家庭的保育事業等指導監査の実施状況

衣!				
実施日	施設名称	事業区分	事業者	
7月 3日	ニチイキッズ本鵠沼保育園	小規模	(株)ニチイ学館	
7月 4日	湘南台よつば保育園	小規模	(株)ストーブカンパニー	
7月 5日	キッズ大陸mini辻堂園	小規模	(学)三幸学園	
8月 8日	さくらうみ保育園 鵠沼橘園	小規模	さくらうみ(株)	
8月 9日	きっずワンメイト保育園	小規模	(株)コーストプラン	
8月 9日	きっずワンフレンズ保育園	小規模	(株)コーストプラン	
9月10日	さくら保育室	家庭的	個人	
9月11日	ちゅうりっぷ保育室	家庭的	個人	
9月27日	マシュマロ保育園	小規模	(有)HARMONIE	
10月 3日	ブライトキッズ大鋸保育園	小規模	(有)舞来人	
10月 4日	藤沢よつば保育園第一	小規模	(株)ストーブカンパニー	
10月 4日	藤沢よつば保育園第二	小規模	(株)ストーブカンパニー	
11月 1日	どれみちゃいるど保育室	小規模	(株)オフィス エム	
11月 5日	保育ルーム フロール	小規模	(一社)望英	
11月 7日	<ul><li>K I R A ☆ K I R A ☆ R O O M</li><li>※ 令和2年3月閉所</li></ul>	家庭的	個人	
12月 4日	どれみチャイルドくらぶ そら	小規模	(株)オフィス エム	
12月 5日	湘南クレヨン保育園	小規模	(株) K A K A ※ 実施日現在は個人 令和2年4月1日~法人化	
12月 6日	ばんび保育室 ※ 今和3年3月閉所	家庭的	個人	
1月 9日	大庭あにまる保育園	小規模	(株)了解	
1月10日	どれみチャイルドくらぶ にじ	小規模	(株)オフィス エム	

### 2 指導監査の結果

### (1) 主な指摘事項等について

令和元年度の指導監査において、法令等に対する違反(軽微なものを除く。)があり、文書指摘を行った項目、法令等に対する違反であって軽微なものがあり、全体で3件以上の口頭指摘を行った項目、及びそれぞれの指摘件数は、表2のとおりです。文書指摘事項については、事業者から改善状況の報告を求めており、全ての指摘について既に一定の改善を確認しています。また、口頭指摘事項については、速やかな改善を求めるとともに、本市基幹保育所の地域支援保育士、家庭的保育支援者、及び監査担当により改善に向けた継続的な指導を行っています。

#### 表 2 主な指摘事項と指摘件数

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	文書指摘	口頭指摘
施設設備の安全 ・衛生管理	施設設備の安全管理	0件	4件
職員の適正配置	職員配置 (勤務)	4件	0件
職員処遇	健康診断	0件	3件
帳簿の整備	財産, 収支に関する帳簿	3件	2件
子どもの健康	SIDS対策	1件	0件
保護者·関係機関	保護者連携	3件	11件
との連携	虐待 (家庭内)	4件	0件
その他		0件	22件
	合 計	15件	42件

#### (2) 主な指摘事項等の詳細と指導内容について

令和元年度の指導監査における主な指摘事項等の詳細と該当事業者への指導内容については、次のとおりです。

#### ア 施設・設備の安全管理

基準条例第5条第6項に定める利用乳幼児に対する危害防止への配慮について、コンセントカバー等の感電事故防止措置の未実施、保育室等子どもが通る場所でのステープラーを使用した掲示、及び保育室内の高所にある物の転落防止措置の未実施といった施設・設備の事故防止措置等が不十分な事業所がありました。

速やかに十分な事故防止措置等を行うよう指導するとともに,安全管理表の項目 や管理体制の見直しを行うよう指導しました。

### イ 職員配置(勤務)

基準条例第 29 条第 2 項に定める職員配置の基準について、無作為に抽出した日の一定の時間に勤務する保育士等の数が、利用乳幼児の数に応じた必要数を満たし

ていない事業所がありました。

保育時間中は、保育士の休憩時間を適切に確保した上で、全ての時間帯で配置基準を満たすよう指導しました。

#### ウ 健康診断 (職員)

労働安全衛生法第66条に定める職員の健康診断について,労働安全衛生規則第44条に規定するとおり1年以内ごとに1回実施していない事業所がありました。

職員の定期健康診断については、該当する職員が前回の受診日から 13 か月以内に漏れなく受診できるよう事業所で計画及び進捗管理を行うよう指導しました。

#### エ 財産、収支に関する帳簿

基準条例第 19 条に定める財産、収支に関する帳簿について、事業所を運営する 法人単位の財務諸表(収支予算書、損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算 書、キャッシュフロー計算書等)しか作成せず、事業所単位の財務諸表を作成して いない事業所がありました。

財産、収支に関する帳簿は、事業所ごとに適切に作成するよう指導しました。

#### オ SIDS対策

保育所保育指針に定める疾病等への対応について、SIDS(乳幼児突然死症候群)の発生防止及び発生時の対応等についてマニュアルを作成していない事業所がありました。

SIDS対応についてマニュアルを作成し、適切に運用するよう指導しました。

#### 力 保護者連携

保育所保育指針に定める保護者との連携について、保護者に保育内容を理解してもらうための取組、保護者との協力関係を築いたり家庭における子どもの様子を把握したりするための取組、保護者同士の交流を促すための取組が不十分な事業所がありました。

園だよりを発行すること、保護者面談を実施すること、及び懇談会を実施すること等により保護者との連携を適切に行うよう指導しました。

#### キ 虐待(家庭内)

保育所保育指針に定める虐待への対応について、家庭内における虐待などの不適切な養育の発見や対応に関するマニュアルを作成していない事業所がありました。

虐待などの不適切な養育への対応についてマニュアルを作成し、適切に運用するよう指導しました。

#### ク その他

上記の主な指摘事項以外で、法令等に対する軽微な違反として1~2か所の事業 所に対して口頭指摘を行った項目は、表3のとおりです。

法令等に則って保育及び事業所運営を行うよう指導しました。

表3 その他の指摘事項

項目	件数	内 容
施設の安全・衛生管理	1件	・施設設備の基準
職員処遇	3件	• 衛生推進者
	る什	• 職員研修
防火管理	9 /件	・消火器・非常口
例外官理	3件	・広域避難場所
帳簿の整備	2件	・職員に関する帳簿
秘密保持	2件	・個人情報管理
		・指導計画
保育の計画及び自己評価	4件	・障がい児保育
		・事業所の自己評価
子どもの健康	2件	• 健康診断
保護者・関係機関との連携	1 件	・地域社会
<b>企事の担任</b>	1 [H-	・食育計画
食事の提供	4件	・調理・搬入の方法
合 計	22件	

### (3)全体の評価と課題

令和元年度の指導監査は、前年度に引き続き全ての家庭的保育事業等を対象に、指導監査業務に専属の保育士を含む市職員が実際に事業所を訪問し、1事業所につき2~3時間程度、施設設備や書類の点検、及び事業者からの聴き取り等を行い、日々の保育や事業運営の状況把握及び要改善事項に対する指導を行いました。

指導監査の実施にあたっては、「藤沢市家庭的保育事業等指導監査結果等の公表に係る実施要領」を制定し、本報告書に事業所別の文書指摘事項の有無と、文書指摘事項がある場合にはその内容を掲載し、公表することとしました。

これにより、家庭的保育事業等の利用者の選択に資するとともに、事業者による積極的な保育の質の維持及び向上を促進しています。

また,前年度の指導監査において口頭指摘又は助言事項があった事業所に対して, 改善状況の確認と,未改善事項に対する改善方法の指導を行うため,本年度の指導監 査実施前に事業所を訪問して「巡回指導」を実施しました。

本年度の指導監査における指摘件数については、文書指摘が15件、口頭指摘が42

件で,合計 57 件となりました。昨年度の指摘件数(文書指摘 18 件,口頭指摘 73 件,合計 91 件)と比較すると,合計で約4割の減少という結果でした。

この指摘件数の推移については、家庭的保育事業等指導監査の実施体制の大幅な見直しを行った平成29年度から計2回の指導監査,及び前述の巡回指導の実施により、事業者の指導監査基準に対する理解が促進されたことによるものと捉えています。

主な指摘事項としては、施設設備の安全管理、及び財産・収支に関する帳簿の整備に関するものが計9件あり、昨年度(計25件)から減少しているものの、引き続き全体の指摘件数に対して大きな割合を占めました。

保育士等の配置基準に関する指摘は4件あり、昨年度(1件)から増加したことから、職員の適正配置に関する事業者の意識向上だけでなく、深刻化する保育士不足の 状況下で、適正な人数の保育士等を確保することが家庭的保育事業等全体の課題となっている状況がうかがえました。

また、保護者との連携、及び家庭内の虐待等に対応するマニュアルの整備に関する 指摘が計18件あり、本年度の指摘件数に対して最も大きな割合を占めました。

これについては、監査担当に専属の保育士を配置し、保育分野に関するチェック機能の強化を図ったことによるものと捉えております。

以上のように、全体的な指摘件数は減少しているものの、課題が明らかとなった項目もあることから、指摘のあった項目を中心に、基幹保育所地域支援保育士及び家庭的保育支援者と連携して指導を徹底することで、利用する児童及び保護者の安心、安全と事業の適切かつ継続的な運営を担保してまいります。

事業者の皆様には引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 3 事業所別指導監査結果(実施日順)

### ニチイキッズ本鵠沼保育園

指導監査種別	一般指導監査
事業区分	小規模保育事業 A 型
施設名称	ニチイキッズ本鵠沼保育園
所 在 地	藤沢市本鵠沼 4-7-9 クリエート湘南第7 t ゙ル 2F
管 理 者	伊與田 容子
事 業 者	株式会社ニチイ学館
代 表 者	代表取締役社長 森 信介
事業開始日	2017年(平成 29年)7月1日
文	書指摘事項の内容 根拠規定 改善状況
	文書指摘なし

# 湘南台よつば保育園

	·		
指導監査種別	一般指導監査		
事業区分	小規模保育事業 A 型		
施設名称	湘南台よつば保育園		
所 在 地	藤沢市湘南台 1-9-2 NK ビルⅡ	102	
管 理 者	山下 江美子		
事 業 者	株式会社ストーブカンパニー		
代 表 者	代表取締役 齋藤 勤		
事業開始日	2015年(平成27年)4月1日		
文	書指摘事項の内容	根 拠 規 定	改善状況
	文書指摘なし		

### キッズ大陸 mini 辻堂園

指導監査種別	一般指導監査		
事業区分	小規模保育事業 A 型		
施設名称	キッズ大陸 mini 辻堂園		
所 在 地	藤沢市辻堂神台 2-2-1 アイクロ	ス湘南1階	
管 理 者	前澤 まゆみ		
事業者	学校法人 三幸学園		
代 表 者	理事長 昼間 一彦		
事業開始日	2017年 (平成 29年) 6月1日		
文	書指摘事項の内容	根 拠 規 定	改善状況
	文書指摘なし		

# さくらうみ保育園 鵠沼橘園

指導監査種別	一般指導監査		
事業区分	小規模保育事業 A 型		
施設名称	さくらうみ保育園 鵠沼橘園		
所 在 地	藤沢市鵠沼橘 1-3-8 グレイシャ	ス K 鵠沼 1 階	
管 理 者	佐々木 真理絵		
事業者	さくらうみ株式会社		
代 表 者	代表取締役 佐々木 真理絵		
事業開始日	2017年 (平成 29年) 4月1日		
文	書指摘事項の内容	根 拠 規 定	改善状況
	文書指摘なし		

### きっずワンメイト保育園

指導監査種別	一般指導監査		
事業区分	小規模保育事業 A 型		
施設名称	きっずワンメイト保育園		
所 在 地	藤沢市辻堂神台 2-2-44 エルム湘	I南 3F	
管 理 者	笹井 唯史		
事 業 者	株式会社コーストプラン		
代 表 者	代表取締役 浅原 武史		
事業開始日	2016年(平成28年)4月1日		
文	書指摘事項の内容	根 拠 規 定	改善状況
	文書指摘なし		

# きっずワンフレンズ保育園

指導監査種別	一般指導監査		
事業区分	小規模保育事業 A 型		
施設名称	きっずワンフレンズ保育園		
所 在 地	藤沢市辻堂神台 2-2-44 エルム洙	I南 3F	
管 理 者	船橋 純子		
事 業 者	株式会社コーストプラン		
代 表 者	代表取締役 浅原 武史		
事業開始日	2016年(平成28年)4月1日		
文	書指摘事項の内容	根 拠 規 定	改善状況
	文書指摘なし		

### さくら保育室

指導監査種別	一般指導監査			
事業区分	家庭的保育事業			
施設名称	さくら保育室			
所 在 地	藤沢市長後			
事業開始日	2015年(平成27年)4月1日			
文	書指摘事項の内容	根 拠 規 定	改善状況	
SIDS(乳幼児	突然死症候群)対応のマニュアル	基準条例第25		
が作成されていませんでした。				
SIDS(乳幼児突然死症候群)の発生防止及び発 保育所保育指針 改善確認済み			改善確認済み	
生時の対応等についてマニュアルを作成し、その内 第3章1(3)				
容を職員に周知するよう指導しました。				
保護者との連絡が不十分でした。 基準条例第25				
保護者に対して園だより等において保育内容を知ら 条、第26条 改善確認			改善確認済み	
せるよう指導しま	した。	保育所保育指針	以当傩祕伢か	
		第1章1(5)		

### (根拠規定略称)

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例・・・「基準条例」

### ちゅうりっぷ保育室

指導監査種別	一般指導監査		
事業区分	家庭的保育事業		
施設名称	ちゅうりっぷ保育室		
所 在 地	湘南台3丁目		
事業開始日	2015年(平成27年)4月1日		
文	- 書指摘事項の内容	根 拠 規 定	改善状況
職員配置(勤務)	の状況が基準を満たしていません	基準条例第23	
でした。 条第3項			
保育補助者の休憩時間中を含め、保育時間中は、す			改善確認済み
べての時間帯で配	置基準を満たすよう指導しまし		
た。			
保護者との連絡が不十分でした。 基準条例第25			
保護者に対して園	だより等において保育内容を知ら	条、第26条	改善確認済み
せるよう指導しま	した。	保育所保育指針	以当唯祕併外
		第1章1(5)	

### (根拠規定略称)

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例・・・「基準条例」

### マシュマロ保育園

指導監査種別	一般指導監査		
事業区分	小規模保育事業 A 型		
施設名称	マシュマロ保育園		
所 在 地	藤沢市鵠沼松が岡 3-23-10		
管 理 者	細川 麻子		
事 業 者	有限会社HARMONIE		
代 表 者	代表取締役 佐々木 真也		
事業開始日	2016年(平成28年)4月1日		
文	書指摘事項の内容	根 拠 規 定	改善状況
	文書指摘なし		

# ブライトキッズ大鋸保育園

指導監査種別	一般指導監査		
事業区分	小規模保育事業 A 型		
施設名称	ブライトキッズ大鋸保育園		
所 在 地	藤沢市大鋸 3-3-27		
管 理 者	田中 真美		
事 業 者	有限会社 舞来人		
代 表 者	代表取締役 片寄 俊樹		
事業開始日	2017年(平成29年)4月1日		
文	書指摘事項の内容	根 拠 規 定	改善状況
	文書指摘なし		

# 藤沢よつば保育園第一

指導監査種別	一般指導監査		
事業区分	小規模保育事業 A 型		
施設名称	藤沢よつば保育園第一		
所 在 地	藤沢市鵠沼橘 1-1-7 門倉ビルⅢ	2 階	
管 理 者	齋藤 紀子		
事業者	株式会社ストーブカンパニー		
代 表 者	代表取締役 齋藤 勤		
事業開始日	2016年(平成28年)4月1日		
文	書指摘事項の内容	根 拠 規 定	改善状況
	文書指摘なし		

# 藤沢よつば保育園第二

指導監査種別	一般指導監査		
事業区分	小規模保育事業 A 型		
施設名称	藤沢よつば保育園第二		
所 在 地	藤沢市鵠沼橘 1-1-7 門倉ビルⅢ	2 階	
管 理 者	齋藤 勤		
事 業 者	株式会社ストーブカンパニー		
代 表 者	代表取締役 齋藤 勤		
事業開始日	2016年(平成28年)4月1日		
文	書指摘事項の内容	根 拠 規 定	改善状況
	文書指摘なし		

### どれみちゃいるど保育室

指導監査種別	一般指導監査		
事業区分	小規模保育事業 A 型		
施設名称	どれみちゃいるど保育室		
所 在 地	藤沢市湘南台 4-5-1 プレジャ湘	南台 2F	
管 理 者	関口 知子		
事 業 者	株式会社オフィス エム		
代 表 者	代表取締役 田代 美加		
事業開始日	事業開始日 2015年(平成27年)4月1日		
文	書指摘事項の内容	根 拠 規 定	改善状況
財産、収支に関する帳簿に不備がありました。 基準条例第19			
財産、収支に関する帳簿は、事業所ごとに整備する 条 改善確認済み		改善確認済み	
よう指導しました。			

(根拠規定略称)

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例・・・「基準条例」

### 保育ルーム フロール

指導監査種別	一般指導監査		
事業区分	小規模保育事業 A 型		
施設名称	保育ルーム フロール		
所 在 地	藤沢市善行 7-4-1-201		
管 理 者	鈴木 陽子		
事 業 者	一般社団法人 望英		
代 表 者	代表理事 鈴木 英樹		
事業開始日	2019年(平成31年)2月1日		
文	書指摘事項の内容	根 拠 規 定	改善状況
	文書指摘なし		

### どれみチャイルドくらぶ そら

240077 ( 1701 ( 920			
指導監査種別	指導監查種別 一般指導監查		
事業区分	小規模保育事業 A 型		
施設名称	どれみチャイルドくらぶ そら		
所 在 地	藤沢市湘南台 2-18-9 TOMOS 湘南	台 202、203	
管 理 者	勝谷 淑子		
事 業 者	株式会社オフィス エム		
代 表 者	代表取締役 田代 美加		
事業開始日	2016年(平成28年)4月1日		
文書指摘事項の内容		根 拠 規 定	改善状況
職員配置(勤務)の状況が基準を満たしていません		基準条例第29	
でした。		条第2項	步 <u>举</u> 现汶7、
保育時間中は、すべての時間帯で配置基準を満たす		小規模認可基準	改善確認済み
よう指導しました。		第13条第2項	
財産、収支に関する帳簿に不備がありました。		基準条例第19	
財産、収支に関する帳簿は、事業所ごとに整備する		条	改善確認済み
よう指導しました。			

(根拠規定略称)

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例・・・「基準条例」

### 湘南クレヨン保育園

THILLY CAP MILE				
指導監査種別	[監査種別 一般指導監査			
事業区分	小規模保育事業 A 型			
施設名称	湘南クレヨン保育園	湘南クレヨン保育園		
所 在 地	藤沢市朝日町 11-3 ロイヤルハイ	'ツサトウ 1階		
管 理 者	坂田 和子			
事業者	株式会社KAKA			
代 表 者	代表取締役 坂田 和子			
事業開始日	2016年(平成28年)4月1日			
文	- 書指摘事項の内容	根 拠 規 定	改善状況	
保護者との連絡が不十分でした。		基準条例第25		
保護者に対して園だより等において保育内容を知ら		条、第26条	改善確認済み	
せるよう指導しました。 保育所保育指針 保育所保育指針		以音傩祕伢か		
		第1章1(5)		
職員配置 (勤務)	の状況が基準を満たしていません	基準条例第29		
でした。		条第2項	改善確認済み	
保育時間中は、すべての時間帯で配置基準を満たす		小規模認可基準	以音惟心仍今	
よう指導しました。		第13条第2項		
虐待対応(早期発見)についてマニュアルを整備し		基準条例第5条		
ていませんでした。		保育所保育指針	改善確認済み	
マニュアルを整備し、職員に周知するよう指導しま 第3章1 (		第3章1(1)	以 音框 心仍 介	
した。				

### (根拠規定略称)

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例・・・「基準条例」

### 大庭あにまる保育園

	•		
指導監査種別	一般指導監査		
事業区分	小規模保育事業 A 型		
施設名称	大庭あにまる保育園		
所 在 地	藤沢市大庭 5404-7 湘南エスパス	: 3 階	
管 理 者	玉野 菜穂子		
事 業 者	株式会社了解		
代 表 者	代表取締役 玉野 菜穂子		
事業開始日	2018年(平成30年)4月1日		
文	書指摘事項の内容	根 拠 規 定	改善状況
虐待対応(早期発	見)についてマニュアルを整備し	基準条例第5条	
ていませんでした。		保育所保育指針	改善確認済み
マニュアルを整備し、職員に周知するよう指導しま 第3章1(1) 以音権認何の			以普唯配併外
した。			

(根拠規定略称)

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例・・・「基準条例」

### どれみチャイルドくらぶ にじ

指導監査種別	一般指導監査		
事業区分	小規模保育事業A型		
施設名称	どれみチャイルドくらぶ にじ		
所 在 地	藤沢市湘南台2-18-9 TOM	MOS 湘南台 1 階	
管 理 者	蓑島 洋子		
事 業 者	株式会社オフィス エム		
代 表 者	代表取締役 田代 美加		
事業開始日	2017年(平成29年)4月1日		
文書指摘事項の内容 根拠規定 改善状況		改善状況	
財産、収支に関する帳簿に不備がありました。 基準		基準条例第19	
財産、収支に関す	る帳簿は、事業所ごとに整備する	条	改善確認済み
よう指導しました。			
虐待対応(早期発見)についてマニュアルを整備し 基準条例第5条			
ていませんでした。 保育所保育指針 改善確認済力			北美 <i>唯</i> 恝汶7,
マニュアルを整備し、職員に周知するよう指導しま 第3章1(1) 改善確認済み			
した。			

(根拠規定略称)

藤沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例・・・「基準条例」

以 上